

○ファイル形式を定める国税庁告示(令和8年国税庁告示第4号)の概要(その1)

当該告示は、電子申告等のファイル形式を定めるものであり、以下のとおり、電子申告の義務化対象法人以外の場合は1項、電子申告の義務化対象法人の場合は2項、4項、6項及び7項の規定が適用されます。

なお、グローバル・ミニマム課税関係については次頁をご覧ください。

オン化省令等			告示の該当条項		電子申告の義務化対象法人以外に適用		電子申告の義務化対象法人に適用									
			1項		2項 (法人税)		4項 (地方法人税)			6項 (消費税)			7項 (防衛特別法人税)			
オン化省令(注1)	手続・方式	書類	号	ファイル形式	号	ファイル形式	号	ファイル形式	号	ファイル形式	号	ファイル形式	号	ファイル形式		
5条1項	申告・申請等	入力方式	e-Taxで対応している申告・申請等	1号	XML	/	1号	XML	/	1号	XML	/	1号	XML	/	
			法定調書等	2号	XML	CSV	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
5条2項		イメージデータ方式	e-Taxで対応していない申請等	4号	PDF	JPEG/JPG(※)	/	/	/	/	/	/	/	/		
5条3項	添付書面等(注2)	入力方式	財務諸表	5号	XBRL	CSV	2号	XBRL	CSV	/	/	/	/	/		
			勘定科目内訳明細書	6号(イ~ロ)	XML	CSV	3号	XML	CSV	/	/	/	/	/		
			法人税申告別表(明細記載を要する部分)	6号(ハ)	XML	CSV	3号	XML	CSV	/	/	/	/	/		
			上記以外(5号及び6号以外)	7号	XML	/	4号	XML	/	2号	XML	/	2号	XML	/	
		イメージデータ方式	入力方式以外(5号から6号以外)	8号	PDF	JPEG/JPG(※)	5号	PDF	JPEG/JPG(※)	3号	PDF	JPEG/JPG(※)	3号	PDF	JPEG/JPG(※)	
適用開始日			令和8(2026)年5月25日 (※)令和10(2028)年1月1日			令和8(2026)年5月25日 (※)令和10(2028)年1月1日										

(注)1 「オン化省令」とは、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の活用した行政の推進等に関する省令(平成15年財務省令第71号)をいいます。

2 添付書面等の取扱いは、入力方式のXML(XBRL)形式を除き、光ディスク等により提出する場合についても同様となります。

○ファイル形式を定める国税庁告示(令和8年国税庁告示第4号)の概要(その2)

【グローバル・ミニマム課税関係】

当該告示は、電子申告等のファイル形式を定めるものであり、以下のとおり、グローバル・ミニマム課税に係る電子申告の義務化対象法人以外の場合は1項、電子申告の義務化対象法人の場合は3項及び5項の規定が適用されます。

オン化省令等			告示の該当条項		グローバル・ミニマム課税に係る 電子申告の義務化対象法人以外に適用		グローバル・ミニマム課税に係る 電子申告の義務化対象法人に適用			
			1項		3項(法人税)		5項(地方法人税)			
オン化 省令 (注1)	手続・方式		書 類	号	ファイル形式		号	ファイル形式		ファイル形式
5条 1項	申 告 ・ 申 請 等	入 力 方 式	e-Taxで対応している 申 告 ・ 申 請 等	1号	XML	/	1号	XML	/	XML
			別表20付表1から4	3号	CSV	/	2号	CSV	/	/
5条 2項		イメ ー ジ デ ー タ 方 式	e-Taxで対応していない 申 請 等	4号	PDF	JPEG/JPG (※)	/	/	/	/
5条 3項	添 付 書 面 等 (注2)	入 力 方 式	e-Taxで対応している 添 付 書 面 等	7号	XML	/	3号	XML	/	/
			イメ ー ジ デ ー タ 方 式	入 力 方 式 以 外	8号	PDF	JPEG/JPG (※)	4号	PDF	JPEG/JPG (※)
適用開始日				令和7(2025)年9月16日 (※)令和10(2028)年1月1日			令和7(2025)年9月16日 (※)令和10(2028)年1月1日			

(注) 1 「オン化省令」とは、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の活用した行政の推進等に関する省令(平成15年財務省令第71号)をいいます。
 2 添付書面等の取扱いは、入力方式のXML形式を除き、光ディスク等により提出する場合についても同様となります。